▼役所や銀行がキャッシュカードの暗証番号を聞いたり、自宅まで取りに来ることはありません

令和6年度の 国民健康保険税

期限内納付にご協力ください

国民健康保険は、病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるよう、医療費の負担を支えあう、助け合いの制度です。

それを支えるための大切な財源が、国民健康保険税です。期限までに必ず納めていただくようお願いします。

納付方法は次のとおりです。

◆普通徴収の方

７月中旬に納税通知書を送付します。金融機関やコンビニなどでお支払いができるほか、地方税統一ＱＲコードも利用できます。

◆特別徴収（年金天引き）の方

特別徴収とは、年金受給額から国民健康保険税を天引きすることにより納めていただく制度です。

７月中旬に納税通知書兼特別徴収額通知書を送付します。

軽減・減免制度

国民健康保険税には、低所得者の負担を軽減するための「軽減制度」や特別な事情が生じた場合の「減免制度」があります。

◆軽減制度

前年中の所得が一定の基準以下の世帯は、保険税のうち均等割が軽減されます。軽減の割合は、世帯の所得に応じて７割・５割・２割です。また、18歳以下の被保険者（高校３年生相当）がいる場合、未就学児分が５割、学生分が２割５分、軽減されます。

※所得の申告をしていない場合は軽減の対象となりませんので、必ず申告をお願いします。

◆減免制度

火災や天災、事業の不振などにより、財産に著しい損失が生じ、保険税の納付が困難な場合には、申請によって保険税の一部が減免される制度があります。

◆75歳になる方の被扶養者の減免制度

75歳になる方が、会社の健康保険などから後期高齢者医療制度に加入することにより、その被扶養者の方（65歳～74歳）が国民健康保険に加入する場合、申請によって保険税の一部減免が受けられます。

問 保険年金課 ☎０２９７(21)２１８７

みんなでのばそう! 健康寿命 ～高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業が開始されました～

人生 100 年時代。高齢者の健康寿命を延ばし、住み慣れた地域で、いつまでも元気に安心して暮らし続けることができるようサポートする事業を、令和６年７月から開始しています。

健診や健康相談などの「保健事業」とフレイル※状態を防ぐための「介護予防」を、市や地域の関係団体・医療機関等が協力し一体的に行います。

問保険年金課 ☎0297(21)2187

【坂東市の取り組み】

健康診査の結果・診療報酬明細・介護保険利用情報などから地域の健康課題の分析、対象者の把握を行います。

高齢者への個別支援

糖尿病性腎症の重症化の可能性のある方や健診結果で血糖、血圧、血中脂質が高い方のお宅へ訪問し、健康相談等を行います。対象となる方へは、お手紙やお電話でお知らせします。

市民が集まる場（通いの場）への支援

保健師や栄養士などの医療専門職によるフレイル予防講座や健康相談を実施します。具体的な内容、実施場所については、後日、広報紙や市ホームページ等でお知らせします。

※フレイルとは
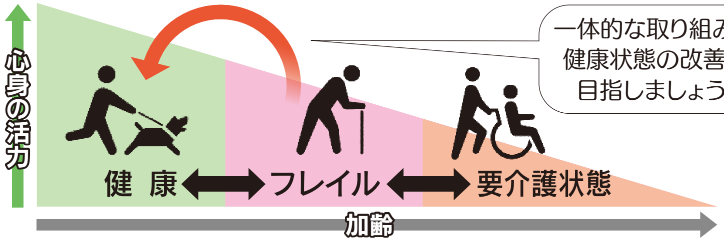
健康な状態と要介護状態の間にある「虚弱な状態」で、年齢を重ねることで、筋力や心身の活力が低下した状態のことです。早めに気づいて生活を改善することにより、その進行を遅らせたり、健康な状態に戻すことができます。